

2022年4月8日

ウクライナ情勢に係る 米国のロシアに対する経済制裁の概要

弁護士 藤田 将貴

2022年2月24日、ロシアがウクライナに対する軍事的侵攻を開始して以降、米国は、EU、日本その他諸国と協調し、ロシアに対する経済制裁を実施しており、現在も、追加制裁に向けた動きを見せています。本ニュースレターでは、2022年2月以降に実施された米国のロシアに対する主な経済制裁の概要についてご紹介します。

1. はじめに

2022年2月、ロシアのプーチン大統領がウクライナ東部にあるドネツク人民共和国(DNR)及びルハンスク人民共和国(LNR)と呼ばれる地域を「国家承認」した旨を公表した以降、現在に至るまで、米国はロシアに対する経済制裁を矢継ぎ早に導入している。その制裁内容は、特定の者を対象とした資産凍結、一定の分野における又は特定の者との投資・貿易の制限、上記ウクライナ地域に対する包括的な貿易・投資禁止措置まで多岐にわたる。また、これに関連して、ベラルーシ関連の制裁も行われている。

米国の経済制裁は複雑であるため、まず冒頭で、米国の経済制裁の概要(対ロシア経済制裁に限定されない。)を説明した上で、2022年2月以降に行われた対ロシア制裁の概要^{1,2}について解説する。

なお、これまでに実施された主な経済制裁、及び、主な一般許可(後述)の概要についてそれぞれ一覧化したので(本ニュースレター末尾の別表1及び2)、適宜参照されたい。

¹ なお、ロシアに対しては、クリミア半島の実効的支配等を理由に、2014年3月以降、エネルギー部門や国防・武器関連資材部門に対する制裁等の各種の経済制裁が実施されていた。米国の対ロシア経済制裁を検討する際には、従前の経済制裁についてもあわせて確認する必要がある。なお、本ニュースレターでは、従前の経済制裁の内容については、特段言及しない。

² 対ベラルーシ経済制裁については、本文では基本的に触れない。対ベラルーシ経済制裁の概要については、末尾の別表1も参照されたい。

2. 米国による経済制裁の概要

(1) 経済制裁の根拠法令

米国による経済制裁には、連邦レベルの制裁と州レベルの制裁がある。

連邦レベルの経済制裁は、連邦法³に基づき、迅速・柔軟な発令が可能な大統領令により制裁プログラムの制定等が行われることが多い。かかる連邦法には、特定の国等を対象としないもの(例えば、国際緊急事態経済権限法⁴)と、特定の国等を対象とするもの(例えば、イラン制裁法)がある。

(2) 関連当局

経済制裁に関連する主な連邦政府機関として、財務省の外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control、以下「OFAC」)と、商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security、以下「BIS」)がある。

後述の通り、OFACは、資産凍結等の金融制裁、輸入管理、後述するSDNリストやCAPTAリストの作成及び管理を所管しており、BISは、武器に転用可能な民生品(デュアル・ユース品)等についての輸出管理規制を所管している。

(3) 経済制裁の区分

(i) 包括的制裁プログラム・選択的制裁プログラムの区分

米国の経済制裁は、制裁対象国・地域との貿易・資金移動等を包括的に禁止する「包括的制裁プログラム」と、特定の個人・団体の資産凍結やこれらの者との取引停止を求める「選択的制裁プログラム」に区分されることがある。

包括的制裁の例として、キューバ、イラン、シリア等があり、限定的制裁プログラムの例として、ミャンマー、北朝鮮、南スーダン等がある。

ロシアのウクライナ侵攻に関する経済制裁に関して言えば、後述のウクライナ対象地域に対する新規投資及び輸出入の禁止等は「包括的制裁」であり、ロシアに対する制裁は「選択的制裁」であるといえる。

(ii) 一次制裁・二次制裁の区分

また、米国の経済制裁は、一次制裁(Primary Sanction)及び二次制裁(Secondary Sanction)に区分されることがある。当該区分は、制裁リスクを分析する際の判断枠組みとして実務上有用である。

³ 国際緊急事態経済授権法(後述)、対敵対者制裁措置法(Countering America's Adversaries Through Sanctions Act、「CAATSA」)等。

⁴ 国際緊急事態経済授権法(International Emergency Economic Powers Act、「IEEPA」)とは、米国の安全保障、外国政策又は経済に対する異例かつ重大な脅威があり、大統領が国家緊急事態宣言を行った場合、大統領は、外為取引、金融機関の関与する取引、通貨・有価証券の輸出入、資産取引等について禁止又は制限する権限を行使できるとするもの。米国政府による経済制裁の多くが、IEEPAに基づく措置である。

① 一次制裁

一次制裁とは、多くの経済制裁プログラムにおいて米国が用いてきた手法であり、米国との接点(U.S. Nexus)を有する取引であって、制裁対象者又は包括的制裁の対象となっている国・地域に係るものにつき資産凍結や取引禁止等を求めるものである。

米国との接点(U.S. Nexus)を有する場合とは、典型的には、米国人(「U.S. person」⁵)若しくは米国産品が関与し、又は、米国内で行われる取引をいう。米ドル建て取引も、米ドルは米国金融機関内のコルレス口座を經由して行われるのが通常であるため、米国との接点(U.S. Nexus)を生じさせるおそれがある。

一次制裁は、基本的には米国人に適用されるものであるが、米国との接点(U.S. Nexus)は上記の通り広く解釈されているため、非米国人も留意が必要である。

一次制裁に違反した場合は、民事罰・刑事罰の対象となり得る。

② 二次制裁

二次制裁は、基本的に、非米国人と制裁対象者との直接又は間接の取引であって、米国との接点(U.S. Nexus)を有しないものを対象とするものであり、近時、当局により多く用いられている制裁手法である。

非米国人が、制裁対象者と直接的又は間接的に取引を行う場合であっても、米国との接点(U.S. Nexus)を有しない限りは、米国の管轄が及ばず、米国による制裁(民事罰・刑事罰)の対象とはならないはずである。この点、二次制裁は、非米国人に対し、当該取引を行った場合に制裁対象者と同様の不利益を受けるリスクを示すことで、かかる取引を事実上抑止しようとするものである。

例えば、何らの米国との接点(U.S. Nexus)を有しない取引であっても、SDNリスト(後述)と呼ばれる制裁対象者リスト掲載者と直接的又は間接的に取引を行った場合、SDNリスト掲載者に対する重要な支援等を行ったとして、当該取引に関与した者自身がSDNリストに掲載されたり、米国市場へのアクセスを禁止されるおそれがある。特に、SDNリストに掲載される不利益は極めて大きく、米国内の資産凍結等を受けるだけでなく、米ドル決済が事実上できなくなるため、米国での事業及びグローバルな事業を行うことが極めて困難となる。

(4) SDNリスト・CAPTAリスト

(i) SDNリスト (Special Designated Nationals and Blocked Persons List)

SDNリストとは、米国の安全保障を脅かすこと等を理由にOFACにより規制対象として指定された個人・団体(及び財産)を掲載したリストである。

SDNリストに掲載された者が米国内に保有し又は米国人により所有若しくは管理されるこれらの者の資産及び権益は、OFACの承認がない限り、米国人によって凍結され、また、米国人は、SDNリスト掲載者に対する資金・サービスの提供及び受領等、事実上全ての取引を禁止される。SDNリストは頻繁に更新されており、OFACのウェブサイトにおいて確認することができる。

⁵ 「U.S. person」とは、米国の経済制裁プログラムにおいて用いられる用語であり、米国人(個人)及び米国企業の双方を指す概念である。より具体的には、米国籍の個人及び米国永住権を有する個人(いずれも所在地を問わない)、米国内の個人、団体、その他の組織(国籍を問わない)、及び、米国の法令に従って設立された法人(その外国の支店、事務所等を含む。)をいう。また、「U.S. person」ではない者という意味で、「non-U.S. person」という用語も一般に用いられる。以下では、特に断りのない限り、「米国人」は「U.S. person」を、「非米国人」は「non-U.S. person」をそれぞれ意味するものとする。

上述の通り、非米国人であっても、SDNリスト掲載者に対して重要な支援を行った場合⁶等は、自らがSDNリストに掲載されるといった、二次制裁違反による不利益を被る可能性がある。

SDNリストによる制裁に関しては、「50%ルール」が採用され、SDNリストに掲載されていない者であっても、SDNリスト掲載者により50%以上の持分を保有⁷される場合は、制裁の対象となる。

持分の「保有」とは、直接的に保有する場合に限らず、間接的に保有する場合も含まれ、また、複数のSDNリスト掲載者が存在する場合、それぞれの持分が合算される点⁸につき留意を要する。

(ii) CAPTAリスト

CAPTAリスト(List of Foreign Financial Institutions Subject to Correspondent Account or Payable-Through Account Sanctions)とは、コルレス口座又はペイヤブル・スルー口座制裁の対象となる非米国金融機関を掲載した、OFACによって作成・管理されるリストである。Non-SDN List⁹(資産凍結措置以外の経済措置に係る制裁対象者リストの総称)の一つである。

CAPTAリストに掲載された場合、米国におけるコルレス口座又はペイヤブル・スルー口座(銀行経由支払口座)を開設・維持すること等が禁止される。米ドルは、通常、米国金融機関内のコルレス口座を経由して行われるため、当該リストに掲載された場合、米ドル決済が困難となる。

なお、CAPTAリストへの掲載は、SDNリスト掲載のような資産凍結措置は伴わない。

(5) 一般許可・個別許可

制裁対象となる行為であっても、米国当局は特定の要件を満たす取引や活動につき、個別の事前許可を得ることなく可能としたり(「一般許可」と呼ばれる。)、個別審査を経て制裁対象から除外することがある(「個別許可」と呼ばれる)。

なお、一般許可は、一定の条件を付しているもの(例えば、一定の時期以前に書面により締結された契約に係る取引に限って、一定の時期までの取引継続を認めるもの等)や、他の制裁との関係について言及しているもの(例えば、ある者に対して複数の制裁が行われている場合において、当該一般許可は他の制裁に係る取引を許可するものではない旨を明記するもの)があるため、詳細を確認する必要がある。

(6) 米国の輸出管理規制

後述のとおり、対ロシア経済制裁の一環として、輸出管理の厳格化が行われている。その内容の理解のためには、米国の輸出管理規制に関連する基本的な知識が必要となるため、本項でまとめて説明しておく。

⁶ 例えば、CAATSA(前述)228条では、「知りながら(knowingly)」、SDNリスト掲載者のために「重大な取引(significant transaction)」を「促進(facilitation)」すること等が二次制裁の対象となり得ることが明らかにされていた。なお、一般許可により許容される行為は「重大な」ものではないと扱われる。関連するOFACのFAQ574も参照。

⁷ OFACは、SDNリスト制裁の対象を判断するにあたっては、SDNリスト掲載者の「支配」の有無ではなく、50%の持分の「保有」の有無によって判断するとされている(OFACのFAQ398参照)。もっとも、「支配」関係のみがある場合についても、二次制裁との関係で慎重な検討を要する可能性がある(上記OFACのFAQ574参照。また、例えば、後述の大統領令14065号 Section 2(a)(iii)及び大統領令14024号Section 1(a)(vii)では、資産凍結の対象として、資産凍結措置対象者に「保有又は支配」される者(owned or controlled)という文言が用いられており、「支配」される者もSDNリストに掲載される可能性がある。これらの大統領令は、資産凍結措置対象者に対して重大な支援等を行った者自らが資産凍結措置対象となり得る旨を規定している点にも留意が必要である。)

⁸ OFACのFAQ399参照。

⁹ Consolidated Sanctions List(統合制裁リスト)として公表されている。

(i) 規制の枠組み

米国の輸出管理規制は、規制品目によって根拠法令及び監督官庁が異なる。

このうち、民生品(武器に転用可能なデュアル・ユース品等)については、商務省産業安全保障局(BIS)が所管し、輸出管理改革法(Export Control Reform Act、「ECRA」)を根拠法とし、その下位法規である輸出管理規則(Export Administration Regulations、「EAR」)によって規制を行っている¹⁰。

(ii) 再輸出規制

EARの特徴の一つとして、一定の品目の再輸出を規制対象としているという点があげられる。すなわち、米国から輸出された米国原産物品や技術が輸入国により別の国に再度輸出される場合、当該輸入国の国内法に基づく審査に加えて、米国法に基づく輸出審査(当局の許可)が必要になる場合がある。

(iii) EAR対象品目

米国の輸出規制の適用を受ける品目、すなわち、EARの対象となる品目(「EAR対象品目」)は、以下の通りであり、米国内の品目及び米国原産の品目に加えて、米国原産の物品・ソフトウェア・技術が一定比率を超えて組み込まれた品目、米国原産技術・ソフトウェアから直接製造された製品等(「直接製品」と呼ばれることがある。)が含まれる等、非常に広範な内容となっている。

下記のうち、(A)が米国からの輸出規制の対象となり、(B)ないし(D)については再輸出規制の対象となる。

- (A) 米国内にある全ての品目(原産地にかかわらず、第三国から米国を経由するものも含む)
- (B) 全ての米国原産品目(所在地を問わない)
- (C) 米国原産の物品、ソフトウェア・技術が一定比率(仕向地によって異なるが、原則25%)を超えて組み込まれた、米国外で製造された物品(「デミニミス・ルール該当品目」)
- (D) 米国原産の技術若しくはソフトウェアを直接用いて米国外で製造された製品、又は、米国原産の技術若しくはソフトウェアを直接用いて米国外で製造されたプラント若しくはこれを主要な構成部分とするプラントから米国外で直接製造された製品(「直接製品ルール該当品目」)

EAR対象品目は、①リスト規制品目、すなわち、BISが管理する規制品目リストであるCommercial Control List(「CCL」)で規定される品目と、②リスト規制非該当品目(「EAR99」と呼ばれる)に大別することができ、リスト規制品目は、国際輸出管理レジーム合意に基づく品目と、米国独自規制品目(反テロ(Anti-Terrorism、「AT」)品目等)に分けられる。

CCLでは、輸出許可の対象となる品目について、5桁の数字とアルファベットから構成される輸出規制分類番号(Export Control Classification Number、「ECCN」)が割り当てられている。それぞれの数字とアルファベットは、各品目が関連するEAR上のカテゴリー(カテゴリー0ないし9)、品目の形態、規制理由等を意味する。

¹⁰ なお、軍需品については、武器輸出管理法(Arms Export Control Act)を根拠法令として、国務省の防衛取引管理局(Directorate of Defense Trade Controls、「DDTC」)が所管している。

CCLに記載される品目の仕向地が許可申請を要する先であり、かつ、適用できる許可例外(License Exception)がない場合には、(再)輸出につき許可が必要となる。

CCLに記載されていない品目(すなわちECCNが付されていない品目)であっても、上記の通り、リスト規制非該当品目(「EAR99」)としてEARの規制対象となる。リスト規制非該当品目(EAR99)は、BISの許可なくして(再)輸出可能な場合が多いが、エンドユーザー規制(後述)等によって、(再)輸出につき許可を要する可能性がある。

(iv) エンドユーザー規制

いわゆるエンドユーザー規制として、BISは懸念先リストを公表しており、懸念先リストに掲載された者に係る取引が制限される。例えば、Denied Persons List(「DPLリスト」)に掲載された者は、EAR対象品目を輸出・再輸出することができなくなる。また、米国人はDPL掲載者との取引を禁じられ、非米国人も、DPL掲載者とEAR対象品目を取引することを禁じられる。

主な懸念先リストは以下の通りである。

- Denied Persons List(「DPLリスト」):EAR等に違反したことを理由に輸出取引権限を剥奪されている者を掲載したリスト
- Entity List(「エンティティリスト」):米国の安全保障又は外国政策上の利益に反すると認められた者を掲載したリスト¹¹
- Military End-user List(「軍事エンドユーザーリスト」):米国製品を軍事転用するおそれがある外国事業体を掲載したリスト

3. 米国の対ロシア経済制裁(2022年2月以降)の概要

(1) ウクライナ対象地域に対する新規投資及び輸出入の禁止等

(i) 大統領14065号による制裁内容

2022年2月21日、バイデン大統領は、ロシアのプーチン大統領が、自称「ドネツク人民共和国(DNR)」及び「ルハンスク人民共和国(LNR)」につき「国家承認」と公表したことを受けて、個別許可又は一般許可によらない限り、当該各地域における新規投資及び輸出入等を全面的に禁止する[大統領令14065号](#)を発令した。

特定の地域における取引等を包括的に禁止する内容であるため、「包括的制裁プログラム」の一種として位置づけられる。

その概要は、以下の通りである。

¹¹ EAR Part 744 Supplement No.4において掲載され、官報においてアップデートが公表される。

➤ 米国人による新規投資、輸出入等の禁止：

- ◇ DNR、LNR及びその他財務大臣が指定する地域(以下総称して、「ウクライナ対象地域」)における米国人による新規投資の禁止
- ◇ ウクライナ対象地域からの物品・サービス・技術の米国への輸入の禁止
- ◇ 米国からの若しくは米国人による、対象地域向けの全ての物品、サービス、技術の輸出、再輸出、販売、若しくは供給の禁止
- ◇ 米国人によって又は米国内で行われたとした場合に禁止されるであろう非米国人の取引に係る、米国人による当該取引の承認・融資(financing)・促進(facilitation)・保証等

➤ 資産又は資産関連権益の凍結

2022年2月21日以降に対象地域内で活動を行っている者、及び、大統領令14065号で資産凍結の対象となった者に対して実質的な支援等を行っている者等の資産若しくは資産関連の権益であって米国の管轄権が及ぶものについて、米国人はこれらを凍結しなければならない。

(ii) 一般許可

OFACは、上記大統領令14065号による取引禁止の例外として、2022年2月21日に一般許可17ないし22を、同年3月11日付で一般許可23を、同年3月18日付で一般許可24を、同年3月24日付で一般許可25をそれぞれ発令した。

一般許可17ないし25の概要は、本ニュースレター末尾の別表2を参照されたい。

(2) ロシアに対する金融関連制裁

(i) 資産凍結等

2022年2月22日以降、財務省(OFAC)は、2021年4月の[大統領令14024号](#)(ロシアの海外での有害な活動に対して資産凍結等の制裁を科す権限を規定するもの)に基づき、多くの者をSDNリストに掲載し、資産凍結等の対象としている。

これまでにSDNリストに掲載された者は、概ね以下の3つに区分することができる。

- ロシアの国営銀行及び大手金融機関
- プーチン大統領及びプーチン大統領と密接な関係を有する者(超富裕層であるいわゆるオリガルヒを含む)
- それ以外の者(ロシアのエネルギー・資源関連で重要な役割を果たしている者等)

上記の通り、SDNリストへの掲載により、米国内にある又は米国人により所有又は管理されているこれらの者の資産・権益は全て凍結され、米国人は、SDNリスト掲載者との取引を禁止される。

① ロシア国営銀行及び大手金融機関の資産凍結等

これまでにSDNリストに掲載された主な金融機関は、下記のロシア国営銀行及び軍需・インフラ関連の大手金融機関であり、これらの子会社も対象となっている。

- 開発対外経済銀行(VEB)
- プロムスヴァジバンク
- VTBバンク
- オトクリティ銀行
- ソブコムバンク
- ノビコムバンク

なお、これらの金融機関のSDNリストへの掲載とあわせて複数の一般許可が発令されている。これらの一般許可の概要については、本ニュースレター末尾の別表2を参照されたい。

さらに、OFACは、2022年4月6日付で、以下の金融機関を全面的な資産凍結措置等の対象とする旨を公表した¹²。SDNリストへの追加掲載が行われたとみられる。

- ズベルバンク及びその42の子会社
- アルファバンク(ロシア最大の民間金融機関であり、ロシア全体で4番目に大きい金融機関)及びその子会社6社

ズベルバンクは、ロシア最大の金融機関であり、ロシア政府が過半数を保有しているが、後述の通り、これまではCAPTA指定(コルレス口座の開設・維持禁止)を受けるにとどまっていた。しかし、今回資産凍結及び(事実上の)全面的な取引禁止措置を受けることになった。

アルファバンクは、2022年2月24日付のOFAC指令3(新規債券及び株式取引の禁止)の対象となっていたが、ズベルバンクと同じく、資産凍結及び(事実上の)全面的な取引禁止措置を受けることになった。

ズベルバンク及びアルファバンクに対する資産凍結措置等についての一般許可の有無・内容は、本ニュースレター執筆時点では不明であるが、今後明らかになると思われる。

② プーチン大統領及びプーチン大統領と密接な関係を有する者ら(いわゆるオリガルヒを含む)の資産凍結等

金融機関以外にも、プーチン大統領とその側近、及び、プーチン大統領と密接な関係を有する者等のSDNリスト掲載が行われている。例えば、ラブロフ外相、ショイグ国防相、ゲラシモフ軍参謀総長等の政府高官、ロシア議会議員、ロシア連邦安全保障会議メンバー等が対象となっており、その他、プーチン大統領と密接な関係を有するとされる個人(いわゆるオリガルヒと呼ばれる大富豪を含む。)・団体、国防関連の団体、ロシアの諜報機関関係者等がこれまで対象となっている。

また、2022年4月6日付で、プーチン大統領の娘、ラブロフ外相の妻及び娘、並びに、まだSDN指定を受けていなかったロシア連邦安全保障会議のメンバーらにつき、追加でSDNリストに掲載される旨が公表された。

¹² <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0705>

③ その他の者に対する資産凍結等

その他、SDNリストに掲載された主な者としては、「Nord Stream2」(ロシアからドイツへ天然ガスを輸送するパイプライン)の運営企業とその幹部がある。

これに関連して、2022年3月2日午前12時1分(米国東部夏時間)まで、当該運営企業との取引解消のために行われる取引を認める[一般許可4](#)が同時に発令された。

なお、上記の通り、2022年4月6日付で、ズベルバンクのSDN指定等、OFACによる大きな追加制裁が公表されており、今後も追加制裁の動向を注視する必要がある。

(ii) ズベルバンクのコルレス口座の開設・維持禁止(CAPTA指定)

OFACは、2022年2月24日、大統領令14024号に基づく[OFAC指令2](#)を発令するとともに、ロシア最大のズベルバンク及びその子会社25社を、いわゆるCAPTA(Correspondent Account and Payable-Through Account Sanctions)リストに掲載した。

これにより、全ての米国の金融機関は、2022年3月26日午前12時1分(米国東部夏時間)までにズベルバンク及びその子会社の既存のコルレス口座・ペイヤブル・スルー口座(銀行経由支払口座)を閉鎖するとともに、ズベルバンク及びその子会社が関与する将来の取引を拒絶することが必要となった。

前述の通り、ドル決済を行うには実務上米国におけるコルレス口座の利用が必要であるため、CAPTAリストに掲載された場合、ドル決済が事実上困難となる。

ズベルバンク関連の取引については、一般許可8Aないし10Aが適用され、一定の行為については一般的に許可されるが、ズベルバンクは、[大統領令13662号に基づく指令1](#)(2017年9月29日改正)の適用対象でもある点につき留意を要する。

(iii) ロシア中央銀行等との取引禁止(指令4)

2022年2月28日、大統領令14024号に基づく[OFAC指令4](#)が発令され、ロシア連邦中央銀行、国民福祉基金及び財務省に関わる米国人による全ての取引が禁止された。

当該規制により、米国内又は米国金融機関が所有若しくは管理するドル資産が実質的に凍結されることになり、ロシア中央銀行による外貨売り及び為替介入が困難になったとされている。

OFACは、同日付で[一般許可8A](#)を発令し、2022年6月24日午前12時1分(米国東部夏時間)までの間、上記の指令4に基づき禁止される取引に関して、対象金融機関の関与するエネルギー関連取引を包括的に許可している。ただし、大統領令14024号に基づくOFAC指令2の対象となる、金融機関のためのコルレス口座の開設・維持等について許可するものではない点につき、留意が必要である。

(iv) 主要銀行・主要企業による資金調達への関与禁止

① ロシア中央銀行等が発行するソブリン債の取引の禁止(OFAC指令1A)

2021年4月15日付の大統領令14024号に基づくOFAC 指令1により、米国金融機関は、ロシア中央銀行、国家福祉基金及び財務省から発行されるルーブル建て又は非ルーブル建てのソブリン債の発行市場への参加、並びに、これらに対してルーブル建て又は非ルーブル建ての資金を貸し付けることをすでに禁止されていた。

今回のウクライナ侵攻を受けて、OFACは、2022年2月22日付で、当該指令1に代わる[指令1A](#)を発令し、これらの禁止事項を維持するとともに、米国金融機関に対し、ロシア中央銀行、国家福祉基金及び財務省が2022年3月1日以降に発行するルーブル建て又は非ルーブル建てのソブリン債の流通市場への参加も禁止した。

OFAC指令1Aの発令に伴い、[一般許可2](#)及び[一般許可3](#)が発令されている。

② 大手金融機関・主要企業の新規債券及び株式取引の禁止(OFAC指令3)

2022年2月24日、OFACは、大統領令14024号に基づく[OFAC指令3](#)を発令し、ズベルバンク、アルファバンク、ロシア農業銀行等の金融機関やガスプロム、ロステレコム等の主要企業13社との間で、満期が14日を超える新規債券や新規株式を取引すること、及び、これらに対して融資を提供すること等を制限した。

(v) (EUによる)一定の金融機関のSWIFTからの排除

EUは、2022年3月1日付で、2022年3月12日以降、以下の銀行及びそれらのロシア国内の子会社(直接的又は間接的に50%以上所有するもの)につき、国際送金ネットワークである国際銀行間通信協会(SWIFT)¹³から排除する制裁措置を行った¹⁴。当該措置は、米国及びEU等が従前合意した内容に基づくものである。

- 開発対外経済銀行 (VEB)
- プロムスヴァジバンク
- VTBバンク
- オトクリティ銀行
- ソブコムバンク
- ノビコムバンク
- バンクロシア

なお、ロシア最大手のズベルバンクや国営ガス大手ガスプロム傘下のガスプロムバンクのSWIFTからの排除は見送られた。

¹³ SWIFTはベルギーに本拠を有する民間組織であるため、EUの法規制に従うことになる。

¹⁴ 理事会規則(EU)833/2014の改正を内容とする理事会規則(EU)2022/345

(3) ロシアに対する貿易関連制裁

(i) 輸入・新規投資等の禁止

① ロシア原産の原油・石油・液化天然ガス・石炭等の禁輸、及び、エネルギー部門における新規投資の禁止

(A) 大統領令14066号の概要

2022年3月8日、ロシア原産の原油、石油、液化天然ガス、石炭等の米国への輸入、及び、エネルギー部門における新規投資を禁止する[大統領令14066号](#)が発令された。

大統領令14066号の概要は以下の通りである。

- ロシア原産の「原油、石油、石油製品、油製品、石油精製品、液化天然ガス、石炭及び石炭製品」の「米国への輸入」の禁止
- 米国人(所在地を問わない)による、ロシアのエネルギー部門における新規投資の禁止
- 米国人により又は米国内で行われた場合に大統領令14066号により禁止されるであろう非米国人による取引に関し、米国人(所在地を問わない)が、承認、融資(financing)、促進(facilitation)、保証を行うことの禁止
- 大統領令 14066 号に定める禁止事項を回避する取引、回避する目的を有する取引、違反を生じさせる取引、又は違反しようとする取引の禁止
- 大統領令 14066 号に定める禁止事項に違反するための共謀の禁止

大統領令14066号に関連し、FAQ 1013ないしFAQ 1020が公表されている。主な内容は以下の通りである。

- OFACの[FAQ 1014](#)及び[FAQ 1018](#):
 - ◇ 上記の品目以外の形態のロシア原産のエネルギーの輸入は、大統領令14066号により禁止されていない。
 - ◇ ロシアを原産としない上記の品目に係る製品の輸入は、たとえ当該製品がロシアを経由またはロシアから出発する場合であっても、大統領令14066号により禁止されていない。
 - ◇ 非米国人がロシア原産の上記品目を米国以外に輸入する場合は、制裁対象者又はその他の禁止された取引を伴わない限りにおいて、大統領令14066号の制裁措置の対象とならない。
- OFACの[FAQ 1015](#):
 - ◇ 下記②の一般許可16に関する補足説明
 - ◇ 大統領令14066号は、当該大統領令に基づいて課された輸入禁止を遵守するための、米国人による契約の巻き戻し(unwinding)又はその他の事業関連活動等の取引を禁じていない。また、2022年3月8日以降に積載され、以前は米国向けであった貨物を販売またはリダイレクトする取引に米国人が従事することも禁じていない。
- OFACの[FAQ 1017](#):

- ◇ 特定のロシアの金融機関が関与するエネルギー関連の一定の取引を承認する一般許可8Aは、大統領令14066号が発令された後も、2022年6月24日12:01(米国東部夏時間)まで有効である。ただし、一般許可8Aは、大統領令14066号によって禁止されている取引を承認するものではない。

➤ OFACの[FAQ 1019](#):

- ◇ 「ロシア原産品」とは、ロシアで生産、製造、抽出、又は加工された商品で、外国製の製品に組み込まれた又は実質的に変換された(transformed)ロシア原産品を除くものを意味する。
- ◇ 「ロシアのエネルギー部門における新規投資」とは、2022年3月8日以降にロシア連邦に所在若しくは発生する新たなエネルギー部門の活動(メンテナンス若しくは修理を含まない)に対する資金若しくはその他の資産のコミットメント若しくは拠出、又は融資若しくはその他の信用の延長(extension of credit)を構成する取引を意味する。

(B) 大統領令14066号に関連する一般許可16

2022年3月8日付で、大統領令14066号に関連し、OFACの[一般許可16](#)が発令された。

これにより、当該大統領令で禁止されている取引であっても、2022年3月8日より前に締結された書面による契約に基づくもので、禁輸対象製品を輸入するのに通常付随し必要な取引については、2022年4月22日午前12時1分(米国東部夏時間)までの間、包括的に許可される。

② ロシア原産の魚介類及びその加工品、アルコール飲料、非産業用ダイヤモンド等の輸入禁止等

2022年3月11日、[大統領令14068号](#)により、ロシア原産の以下の製品の米国への輸入が禁止された。

- 魚介類及びその加工品
- アルコール飲料
- 非産業用ダイヤモンド
- その他財務省が国務省及び商務省との協議により決定する製品

大統領令14068号に関して、2022年3月24日付で[一般許可17A](#)(同月11日付一般許可17に代わるもの)が発令され、以下の事項が包括的に許可された。

- 2022年3月25日午前12時1分(米国東部夏時間)までの間、2022年3月11日より前に締結された書面による契約に基づき、ロシア原産のアルコール飲料及び非工業用ダイヤモンドを米国に輸入することに通常付随し必要な取引を行うこと。
- 2022年6月23日午前12時1分(米国東部夏時間)までの間、2022年3月11日より前に締結された書面による契約に基づき、ロシア原産の魚介類及びその加工品を米国に輸入することに通常付随し必要な取引を行うこと。

③ ロシアに対する新規投資及び特定のサービス禁止

2022年4月6日(現地時間)、ホワイトハウスは、同日付で、大統領令を発令し、米国人によるロシア連邦への全ての新規投資、並びに、財務長官が国務長官と協議の上決定するあらゆる形態のサービスについて、直接若

しくは間接的な米国からの又は米国人(所在地を問わない)による、ロシア連邦に所在する者に対する、輸出、再輸出、販売又は供給を禁止する旨を公表した。

より具体的な禁止事項の内容や一般許可の有無・内容等は、本ニュースレター執筆時点では不明であるが、今後、これらについて明らかになっていくと思われる。

(ii) 輸出禁止・輸出管理規制の厳格化

上記のOFAC等による制裁等に加えて、一定の品目の輸出禁止及び輸出管理の厳格化が行われている。2022年2月から現在までの主な措置は以下の通りである。

① 奢侈品・米ドル建て銀行券のロシアへの輸出等の禁止

2022年3月11日付の[大統領令14068号](#)(前述)により、奢侈品・米ドル建て銀行券のロシアに対する輸出等が禁止された。

その概要は以下の通りである。

- 奢侈品その他商務省が国務省及び財務省と協議の上決定するその他の品目について、米国内からの又は米国人(所在地を問わない)による、ロシア国内に所在する者への直接又は間接の輸出、再輸出、販売又は供給の禁止
- 米ドル建て銀行券について、米国内からの又は米国人(所在地を問わない)による、ロシア連邦政府又はロシア国内に所在する者への直接又は間接の輸出、再輸出、販売又は供給の禁止
- 仮に米国人により又は米国内で行われた場合に大統領令14068号により禁止されるであろう外国人による取引に関し、米国人(所在地を問わない)が、承認、融資(financing)、促進(facilitation)、保証を行うことの禁止

これを受けて、2022年3月11日、商務省産業安全保障局(BIS)は、追加的に米国のロシア向け輸出規制対象となる具体的な品目等に関する輸出管理規則(EAR)の改正内容を公表した。

また、大統領令14068号に関して、一般許可18及び一般許可19が発令され、以下の事項が包括的に許可された。

- [一般許可18](#): 非商業的な個人送金(事業者への又は事業者の利益のための慈善寄付、事業支援又は事業運営のための送金を含まない。)のために、米ドル建て銀行券を、(a)米国又は米国人(所在地を問わない)からロシアに所在する個人へ送金すること、又は、(b)ロシアに所在する個人である米国人から送金することにつき、通常付随し必要な取引を行うこと。
- [一般許可19](#): ロシアに居住する米国人が、ロシア国内での個人的な維持に通常付随し必要な取引を行うこと(住宅費の支払い、個人使用のための物品又は役務の取得、税金又は手数料の支払い、及び、許可、ライセンス又は公共サービスの購入又は受領を含む)

② ロシア向け輸出の要許可品目の拡大・許可方針の厳格化

(A) EAR対象のリスト規制品目(カテゴリー3ないし9)に係る輸出管理強化

2022年2月24日、商務省産業安全保障局(BIS)は、ロシアに対する輸出管理を厳格化する内容を含む輸出管理規則(EAR)の改正を公表した¹⁵。

これにより、EAR対象品目であって、かつ、BISが管理する規制品目リスト(CCL)のカテゴリー3ないし9(エレクトロニクス、コンピュータ、通信・情報セキュリティ、レーザー・センサー、航法装置・航空電子、海洋技術、航空宇宙・推進システムに係るもの)に該当する品目を、ロシアに輸出・再輸出(みなし輸出・みなし再輸出¹⁶は除く。)・国内移転する場合、原則として、BISの事前許可が必要となった。

従前は、独自規制品目(規制理由が反テロ(AT)のみ)の場合は原則として許可不要であったCCLのカテゴリー3ないし9の品目につき原則として許可を要するとしたこと、認められる許可例外が限られていること等から、規制対象が拡大したといえる。

また、許可基準も厳格化され、一定の場合は個別事案に応じて判断されるが、それ以外は常に不許可とされる。

なお、上記で新たにロシアへの輸出等が規制されることになった品目は、ロシア向け再輸出規制に関するデミニミス・ルールとの関係でも、原則として考慮されることになった。

すなわち、前記の通り、米国原産の輸出規制品目が一定の比率(輸出先によって異なり、ロシアの場合25%)を超えて組み込まれた米国外で製造された品目を米国外から第三国に輸出する場合(すなわち再輸出を行う場合)、BISの許可が必要となる。そのため、上記で新たにロシアへの輸出等が規制されることになった品目は、デミニミス・ルールの比率計算を行う際に分子として考慮されることになるのが原則である。

しかし、日本、EU加盟国等の一定の国からの輸出等については、上記の例外として、問題となる米国原産品がECCNにおいて反テロ(AT)のみの理由で規制されている又はECCN 9A991に該当する品目である場合は、上記のデミニミス・ルールの比率計算を行う際に分子として考慮する必要はないとされた。

(B) ロシアの石油精製部門を対象とした輸出規制

2022年3月3日、BISは、石油精製部門を対象としたEAR改正を行い、油田・ガス田の電線・坑井装置、ガス分離装置の関連機器・その他の材料等のEAR対象品目(EAR99(リスト規制非該当品目)を含む)に係るロシア向け輸出・再輸出及び国内移転につき、許可を要するとした¹⁷。

また、許可判断基準が厳格化され、健康・安全のために必要になり得る場合は個別事案に応じた判断とするが、それ以外の場合は常に不許可とされることになった。

(C) 直接製品ルール(FDPルール)の拡大

上記の通り、EAR対象品目には、いわゆる「直接製品ルール」(Foreign-produced direct product rule、

¹⁵ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-03-03/pdf/2022-04300.pdf>

¹⁶ 米国内において外国籍の者に対して、技術・ソースコードを開示・移転する行為を「みなし輸出」といい、米国以外においてこれを行うことを「みなし再輸出」という。

¹⁷ [2022-04912.pdf \(federalregister.gov\)](https://www.federalregister.gov/documents/2022/04/12/2022-04912.pdf)

「FDPルール」)の適用がある品目が含まれる。かかる品目の具体的内容は、以下の通りである。

- 米国原産の技術・ソフトウェアを直接用いて外国で製造された製品
- 米国原産の技術・ソフトウェアを直接用いて米国外で製造されたプラント又はこれを主要な構成部分とするプラントから米国外で直接製造された製品

今般、EAR改正により、ロシア向けの輸出等に係る直接製品ルールが拡大された(「ロシアFDPルール」)¹⁸。

すなわち、ロシア向けの輸出等に関しては、上記要件のうち「米国原産の技術・ソフトウェア」及び「製造された製品」とは、従前は国家安全保障を理由とするリスト規制によるものを意味するとされていたが、これが拡大され、「米国原産の技術・ソフトウェア」については、米国原産のカテゴリー3ないし9の規制品目リスト(CCL)に該当する技術・ソフトウェア(米国独自規制品目を含む)を意味し、「製造された製品」とは、ECCN該当品目の全て(ただし、EAR99(リスト規制非該当品目)は含まない。)を意味することとなった。

また、エンティティリストに掲載された者向けの輸出等の場合についてもFDPルールの適用範囲が拡大し、「米国原産の技術・ソフトウェア」とは、EAR対象品目のECCN該当技術・ソフトウェア(米国独自規制品目を含む)を意味し、また、「製造された製品」とは、ECCN該当品目の全て(EAR99(リスト規制非該当品目)を含む。)を意味することとなった。

もともと、米国と類似の輸出管理を実施する国33か国(日本、EU加盟国27か国、英国、豪州、ニュージーランド、カナダ、韓国)は、ロシアFDPルールの対象外とされ、許可の取得が免除されている。

(iii) エンティティリストへの掲載

BISは、ロシアの軍事活動への支援等を理由に、特定の者をエンティティリストに掲載している。

これまでに行われた主なエンティティリスト掲載は以下の通りである。

- 2022年2月24日、軍事エンドユーザーリストに掲載されていた45組織を含む49組織をエンティティリストに掲載。
- 2022年3月4日、ロシアの軍事・防衛部門への支援等を理由に、ロシア及びその他の国の91の組織をエンティティリストに掲載。
- 2022年4月1日、ロシア国内又はベラルーシ国内を本拠とする合計120の企業につき、ロシアのウクライナ侵攻につき支援を行っているとして、エンティティリストに掲載。

上記の通り、エンティティリストに掲載された者については、エンティティ掲載者向け直接製品規制が適用され、EAR対象品目(リスト規制非該当品目(EAR99)を含む。)の輸出・再輸出・国内移転につき原則としてBISの事前許可を要する。その許可基準も原則不許可であるため、エンティティリスト掲載者に対するEAR対象品目の輸出・再輸出・国内移転は、原則として禁止されることになる。

¹⁸ [2022-04300.pdf \(govinfo.gov\)](#)

(iv) 最恵国待遇の停止・高関税賦課

2022年3月17日、米連邦議会下院は、ロシア及びベラルーシの最恵国待遇を停止し、大統領に2024年1月1日までの間、関税率を上げる権限を付与する内容を含む、「ロシア及びベラルーシとの通常の貿易関係を停止する法 (Suspending Normal Trade Relations with Russia and Belarus Act)」の法案 (H.R.7108)を可決し、同法案は上院に送付された(本ニュースレター執筆時点では、上院による可決は未了である。)

以 上

【別表】

別表1： 2022年2月以降の米国による主な対ロシア経済制裁(2022年4月6日時点)

区分	制裁の概要	制裁対象者	主な根拠法令	関連する主な一般許可(GL)	主な関連当局
ウクライナ対象地域に対する制裁	新規投資及び輸出入の禁止等	N/A (限定されない)	大統領令 14065号	GL17~25	財務省(OFAC)
ロシアに対する金融関連制裁	資産凍結(SDNリストへの掲載)	ロシア国営銀行及び大手金融機関 (※2022年4月6日付でズベルバンク及びアルファバンクが追加指定)	大統領令 14024号	GL2 GL3	財務省(OFAC)
		プーチン大統領及び密接な関係を有する者(いわゆるオリガルヒを含む)	大統領令 14039号		
		Nord Stream2の運営企業とその幹部	大統領令 14024号	GL4	
	コルレス口座の開設・維持禁止	ズベルバンク	指令2(CAPTA指定)	GL8Aないし10A	
	ロシア中央銀行等との取引禁止	ロシア中央銀行、国家福祉基金及び財務省	指令4		
	ソブリン債の取引の禁止	ロシア中央銀行、国家福祉基金及び財務省	指令1A	GL2 GL3	
	新規債券及び株式取引の禁止	ズベルバンク、アルファバンク、ロシア農業銀行等の金融機関やガスプロム、ロステレコム等の主要企業13社	指令3	GL9A、10A	
	一定の金融機		(EUによる措置)		

	関のSWIFTからの排除				
ロシアに対する貿易関連制裁	ロシア原産の原油、液化天然ガス、石炭等の米国への輸入、及び、エネルギー部門における新規投資の禁止	N/A (限定されない)	大統領令 14066号	GL16	財務省(OFAC)
	ロシア原産の魚介類及びその加工品、アルコール飲料、非産業用ダイヤモンド等の米国への輸入禁止	N/A (限定されない)	大統領令 14068号	GL17A	財務省(OFAC)
	奢侈品の輸出等の禁止	N/A (限定されない)			商務省(BIS) 財務省(OFAC)
	米ドル建て銀行券の輸出等の禁止	N/A (限定されない)		GL18、GL19	商務省(BIS) 財務省(OFAC)
	要許可品目の拡大・許可方針の厳格化・その他の輸出管理規制の強化	N/A (限定されない)	EAR		商務省(BIS)
	エンティティリストへの掲載	ウクライナ侵攻を支援したとされる企業等	EAR		
	(最恵国待遇の停止・高関税賦課)	N/A (限定されない)	Suspending Normal Trade Relations with Russia and Belarus Act (2022年4月6日時点では法案未成立)		
ベラルーシに対す	資産凍結	国有銀行や防衛化関連企業、防			財務省(OFAC)

る制裁		衛大臣等			
	輸出管理規制の強化	N/A (限定されない)			商務省(BIS)
	エンティティリストへの掲載	ウクライナ侵攻を支援したとされる企業等			商務省(BIS)
	(最恵国待遇の停止・高関税賦課)	N/A (限定されない)	(上記の通り、2022年4月6日時点では法案未成立)		

別表2： 2022年2月以降に発令された主な一般許可の概要¹⁹

		概要
資産凍結等を定める大統領令14024号に関する一般許可	一般許可2	ロシア連邦中央銀行等が2022年3月1日より前に発行したVEBまたはVEB子会社に関する社債に関するサービス提供の許可
	一般許可3	2022年3月24日午前12時1分(米国東部夏時間)まで、VEBまたはVEB子会社との取引解消を猶予
	一般許可4	2022年3月2日午前12時1分(米国東部夏時間)まで、Nord Stream 2 AG、又はNord Stream 2 AGが50%以上の持分を(直接又は間接的に)所有しているエンティティを含む取引を解消するために通常付随的で必要な取引を許可するもの
	一般許可8A	2022年6月24日午前12時1分(米国東部夏時間)まで、VEB、ズベルバンクらが関与するエネルギー関連取引を一般に許可
	一般許可9A	2022年5月25日午前12時1分(米国東部夏時間)まで、VEB、ズベルバンクらとのDebt又はEquityの取引に通常付随的で必要な取引の許可
	一般許可10A	2022年2月24日の午後4時(米国東部夏時間)より前に締結されたデリバティブ契約を終了させるために通常付随的で必要な取引であって、VEB、ズベルバンクらが関与するものにつき、2022年5月25日午前12時1分(米国東部夏時間)まで許可するもの
	一般許可11	Otkritie、Sovcombank、VTB Bankらが関与する取引につき、2022年3月26日午前12時1分(米国東部夏時間)まで解消猶予期間を付与
一般許可12	2022年3月26日午前12時1分(米国東部夏時間)まで、米国人に対して、Otkritie、Sovcombank、VTB Bankらが関与を禁止された取引につき拒否することを許可	
ロシア原産の原油等の禁輸等を定める大統領令14066号に関する一般許可	一般許可16	2022年3月8日より前に締結された書面による契約に基づくもので、禁輸対象製品を輸入するのに通常付随し必要な取引につき、2022年4月22日午前12時1分(米国東部夏時間)までの間、包括的に許可
ロシア原産の魚介類・非産業用ダイヤモンド等の禁輸を定める大統領令14068	一般許可17A	以下の事項の許可 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2022年3月25日午前12時1分(米国東部夏時間)までの間、2022年3月11日より前に締結された書面による契約に基づき、ロシア原産のアルコール飲料及び非工業用ダイヤモンドを米国に輸入することに通常付随し必要な取引を行うこと。 ➤ 2022年6月23日午前12時1分(米国東部夏時間)までの間、2022年3月11日より前に締結された書面による契約に基づき、ロシア原産の魚介類及びその加工品を米国に輸入することに通常付随し必要な取引を行うこと

¹⁹ 指定された期限が既に経過しているものがあるため、留意を要する。また、一般許可には一定の条件や留保が付されていることが多く、また、改正が行われることもあるため、適用の可否の検討にあたっては、詳細な確認・検討が必要となる。

		概要
号に関する一般許可	一般許可18	非商業的な個人送金のために、米ドル建て銀行券を、(a)米国又は米国人(所在地を問わない)からロシアに所在する個人へ送金すること、又は、(b)ロシアに所在する個人である米国人から送金することにつき、通常付随し必要な取引を行うことの許可
	一般許可19	ロシアに居住する米国人が、ロシア国内での個人的な維持に通常付随し必要な取引を行うこと(住宅費の支払い、個人使用のための物品又は役務の取得、税金又は手数料の支払い、及び、許可、ライセンス又は公共サービスの購入又は受領を含む)の許可
ウクライナ対象地域を対象とする大統領令14065号に関する一般許可	一般許可17	大統領14065号に従って資産凍結された者を含む取引を除き、ウクライナ対象地域に関わる取引につき、2022年3月23日午前12時1分(米国東部夏時間)まで、取引解消のための猶予期間を付与するもの
	一般許可18	農産品・医薬品・医療機器のためのソフトウェアのアップデートの輸出・再輸出、及び、COVID-19の予防・診断・治療に通常付随し必要な取引を一般的に許可するもの
	一般許可19	電気通信の受信又は伝送に通常付随し必要な取引につき、一定の条件を満たす限り一般的に許可するもの
	一般許可20	一定の国際機関(国際連合、赤十字国際委員会等)の公的活動の遂行のための取引につき一般的に許可するもの
	一般許可21	非商業的・個人送金及び個人口座の運用に通常付随し必要な取引を一般的に許可するもの
	一般許可22	インターネットを介した個人通信のやりとりに付随するサービス及びそのようなサービスを可能にするために必要なソフトウェアの輸出又は再輸出に通常付随し必要な取引を一般的に許可するもの
	一般許可23	NGO活動を支援する一定の活動を一般的に許可するもの
	一般許可24	ウクライナ対象地域内の通常の居住者が行う民間の海事サービスを提供又は受領することにつき、一定の条件を満たす限り一般的に許可するもの
一般許可25	ウクライナ対象地域内の報道関係者に対する、報道活動に関する行為を一般的に許可するもの	

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下の通りです。
弁護士 藤田 将貴 (masaki.fujita@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。